あなたが残したいもの・伝えたい思いは何ですか？

その日は突然やってくる

相続について考える

平成２６年８月号

www. o-souzoku. net

司法書士藤井真司事務所

〒810-0072

福岡市中央区長浜２丁目５番

港ビル 203 号

ＴＥＬ：092-713-4900

司法書士　：　藤井　真司

今年の夏は、台風が多いとの予報です。７月は観測史上最多の台風だったとのこと・・・８月になっても台風の影響で雨の日が多い今日この頃です。降る時は土砂降りの雨のため、災害が後を絶たないのが気がかりです。適度に・・・というのが一番いいのですが・・・それと、今年は水の事故が全国的にも多いように思います。暑い日が続きますが、水辺で遊ぶ時などは十分に気をつけて、決して自然を侮らない、自分を過信しないで、楽しい夏をお過ごしください。

８月と言えば、お盆で亡きご先祖さんを偲んで過ごす日があります。こういう時に、自分自身の亡き後を考えてみるのもいいかと思います。どんな来世を望んでいるかを考えて、紙にしたためてみると・・・それが、遺言の原案になるのではないでしょうか。

遺言は時間がかかる・・・命との勝負も・・・

今回の事例は佐藤民代さん（８２歳）の件です。この方は、地場でも知られた女性社長で、私が初めてお会いした時は既にご病気で入院中でした。ご自身の事業承継のことや、財産の割り振りについては、持てる者の悩みが感じられました。親族との確執もかなり影響を与えているようで、遺言書の作成の依頼を受けてから、内容が確定するまでには、その内容が二転三転しましたが、なんとか結論を出し、遺言をする日を迎えることが出来ました。遺言書作成は、公証人が病院まで出向いて行いました。確認は順調に進んでいったのですが、最後の最後に、確執ある親族に対する愛情を思い出されたのか、遺言書の内容に若干の異議を唱え始めました。この時ははっきりとした口調で、公証人に打ち合わせた内容と違う意思を伝えられましたので、公証人は、日延べの提案をして、遺言者の意思が固まったら再度作成するとして、公証人と私は病院を後にしました。

その後、遺言の内容が固まったとの連絡の後間もなく佐藤さんの容体が急変したとの連絡を受けて、一刻も早い日程で遺言書作成の日取りを決めました。その時には、親族の方からは、調子が悪いときははっきりと話すことが出来ないこともあると聞いていたので、祈るような気持ちで臨みました。当日、公証人は佐藤さんの口元に耳を寄せながら、そして佐藤さんの耳元ではっきりと話ながら、遺言書の内容を確認し、遺言書は作成されました。もし、これが最初の確認だった場合は、長い時間になったために、佐藤さんの体力が持たなかったと思います。いわば、遺言書の作成は難しかったのではないでしょうか。私は証人として、この場に立ち会いましたが、ご自身の命の最後の力を振り絞ってギリギリの状態での遺言書作成は、知らず知らずのうちに力が入っていたようで、病院を出る頃には全身から力が抜けるような感覚になったのを覚えています。

佐藤さんは、それから間もなくして他界されました。出来ればもっと早めにご相談があれば、佐藤さんも余裕をもって遺言ができ、親族とのやすらぎの時間を多く持つことが出来たような気がしています。

このように遺言書の作成には時間がかかることも多いため、命との勝負になることが多々あります。

ここでちょっと豆知識

遺言書はパソコンで作成しても大丈夫？

自ら遺言書を作成する（自筆証書遺言を作成する）場合、すべての項目を自筆で書くことが大前提です。パソコンやワープロで作成した場合、正式な遺言書として認められません。